

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人森岡秀雄の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例（福岡高等裁判所昭和二四年一一月二日判決・高等裁判所刑事判決特報一号三〇二頁）は、本件と事案を異にし、適切でなく、その余は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年六月一四日決定 昭和四八年（あ）第三六九号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一
裁判官	大	隅	健一郎
裁判官	藤	林	益三
裁判官	下	田	武三
裁判官	岸	上	康夫